

# 告 示

## 埼玉県告示第六百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年埼玉県告示第六百四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

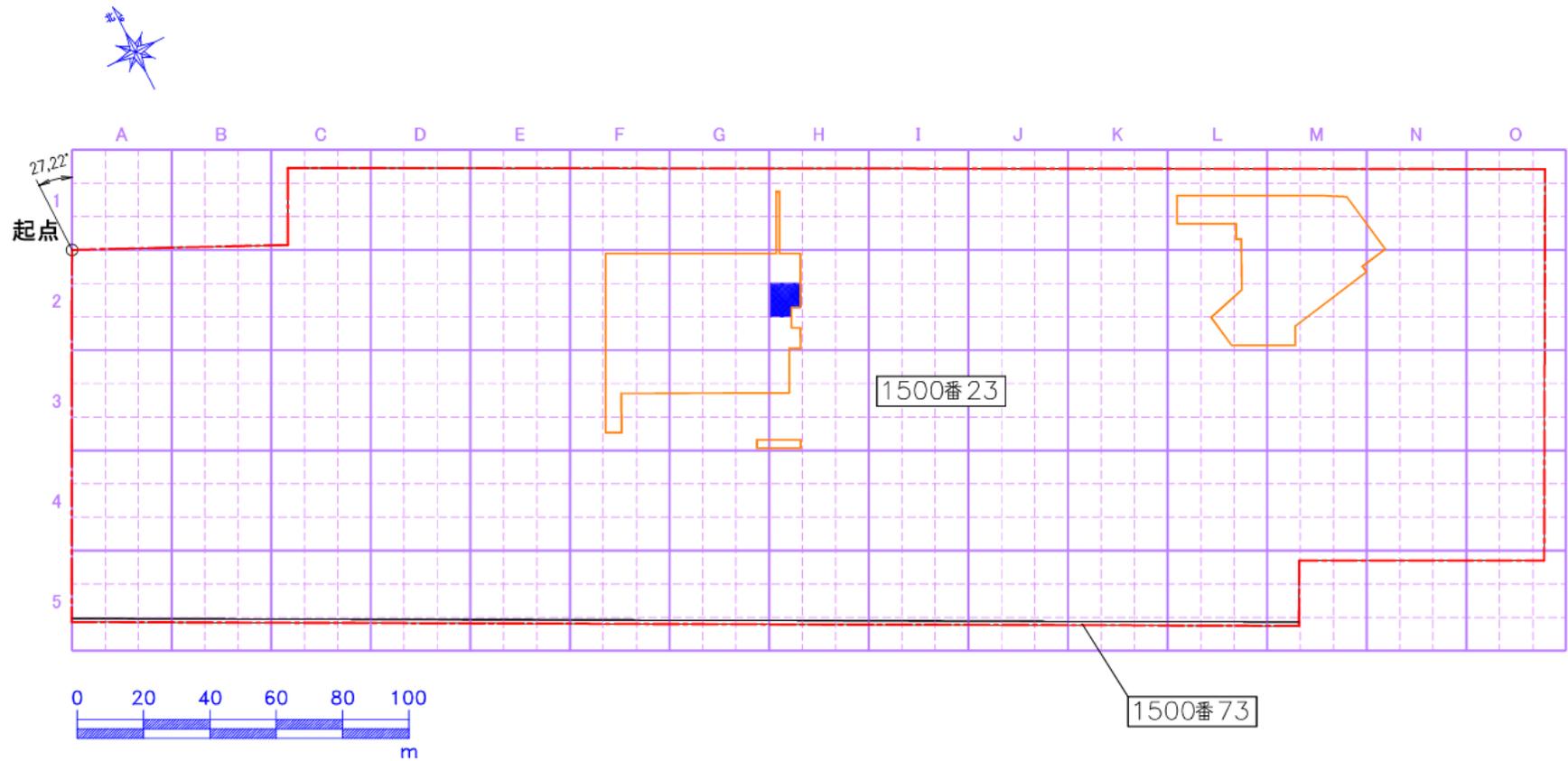
令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番二十三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
トリクロロエチレン
- 三 講じられた実施措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

地番：埼玉県ふじみ野市福岡二丁目

別図



凡 例

--- 敷地境界線（土壌汚染状況調査の対象地）

□ 30 m格子  
□ 10 m格子  
（単位区画）

\* 単位区画の名称は  
右図の通りとする

	A		
1	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9

○ 起点

【起点】

起点は埼玉県ふじみ野市福岡二丁目1500番23の最北端とする

【格子の回転角度】  
27.22°

□ 変更範囲

■ 要措置区域を解除する区画

— 地番境界